

## 2月定例会一般質問原稿

日本共産党  
尾村利成

日本共産党の尾村利成でございます。

質問の第一は、知事の政治姿勢についてです。

### 1. 知事の政治姿勢について

#### (1) 原発問題について

まず、原発問題について伺います。

福島原発事故から3年を迎えようとしています。福島では、今なお14万人が先の見えない避難生活を強いられ、事故は収束するどころか、放射能汚染水が制御できない非常事態が続いています。

事故から3年経過した今日においても、事故が収束せず、生活再建が果たせない福島の現状を知事はどう見ていますか、福島事故の教訓をいかに総括し、島根の県政に生かす決意ですか、所見を伺います。

どの世論調査でも、原発は「今すぐ廃止」「将来は廃止」の声が7～8割に上っています。国民の願いは、危険な原発とは共存できないということにあります。

しかしながら、安倍政権は、原発を「基盤となる重要なベース電源」として、将来にわたって維持・推進し、「再稼働をすすめる」とした「エネルギー基本計画案」を発表しました。

この計画は、今なお原発被害に苦しむ福島の人々への重大な背信であり、「原発ゼロの日本」を願う国民多数の民意への挑戦にほかならないではありませんか。知事の所見を伺います。

原発はひとたび重大事故を起こし、放射能が外部に流出する事態になれば、人類はそれを制御する手段を持ち得ていません。使用済み核燃料の処理方法も確立しておらず、技術的に未完成な原発の再稼働など論外であります。知事の所見を伺います。

中国電力は、県民の願いに逆らって、原子力規制委員会に適合性確認審査申請を提出しました。私は2月4日、原子力規制委員会に出向き、原発再稼働に向けた確認審査の中止、規制委員会は福島原発の汚染水問題解決にこそ人的・物的資源を投入すること、そして、島根原発を含め全国の原発の再稼働に向けた活動の中止を強く求めたところであります。

新規基準には、汚染水対策や避難計画などが審査基準に盛り込まれていません。全く不十分で、安全を担保する基準とは言えないではありませんか。新基準の問題点、課題はどこにあると考えていますか。知事に伺います。

#### (2) 島根県エネルギー自立地域推進基本条例について

次に、島根県エネルギー自立地域推進基本条例についてです。

今議会には、住民の直接請求議案として、エネルギー基本条例が提案されました。議案上程にあたって、知事は本条例に対する「知事としての意見」を述べました。

「知事意見」では、条例に対する否定的な意見のオンパレードであり、再生可能エネルギー普及を願う県民の意思を尊重する姿勢が全く伺えないものでありました。

署名の集約に際し、住民からは「こういう署名を待ちに待っていました」「地産地消のエネルギーこそ大切です」と異口同音に語られ、署名を断る人はほとんどおられなかったとのことであります。

県政の主人公である県民から、短期間に約8万3千筆もの熱い願いが県政、県議会に寄せられ託されました。この県民の願意を知事は重く受け止めるべきであります。所見を伺います。

原発推進派は、再生可能エネルギーは「供給が不安定」「高コスト」と言います。しかしながら、再生可能エネルギーは、普及が進めば進むほど、また多様なエネルギーの組み合わせが進むほど、供給が安定し、コストは低くなります。

一方、原発は、福島事故に見られるように事故処理、除染、復旧・復興などの収束費用や賠償費用が莫大であります。そして、使用済み燃料の再処理費用、廃炉及び放射性廃棄物の最終処分費用などのバックエンド費用が不確実であり、その上、避難計画作成や防災対策費用などを加えれば、原発こそ究極の「高コスト」ではありませんか。所見を伺います。

条例では、「省エネルギーと再生可能エネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成する」との理念を謳っています。エネルギー自立地域形成の取り組みは、産業振興、雇用確保、地域再生の確かな道であり、島根再生の切り札となることを私は確信するものであります。知事の所見を伺います。

福島県では「原発ゼロ」を決断し、その実現を国に求めています。福島では、県議会においてすべての会派が「原発ゼロ」を宣言しました。そして、県は「福島復興ビジョン」において「今回の原子力災害で最も深刻な被害を受けた福島の地においては、原子力に依存しない社会をめざす。そして、再生可能エネルギーの飛躍的な推進をはかる」と宣言したのであります。

島根県も、原発推進という、民意に背く国の間違った政治に立ち向い、県民の命を守るために、国に対して原発ゼロを主張するべきであります。

国待ち、国依存の姿勢を改め、島根から安全、安心の自立エネルギー推進政策を発信し、日本一の再生可能エネルギー推進県をめざすべきではありませんか。知事の所見を伺います。

### (3) TPP・農政改革について

次に、TPP・農政改革についてです。

TPP交渉は、2月22日から閣僚会議が開催され、緊迫した事態となっています。交渉を主導するアメリカのオバマ政権は、農産物輸出に拍車をかけています。

1月9日、アメリカ議会に政府に貿易交渉権限を与える大統領貿易促進権限法案が提出されました。法案では、農業分野について「相当に高い関税、あるいは補助金体制のもとにおかれている農産物の市場開放に優先順位を置く」とし、相手国の関税は「アメリカの関税と同等か、それを下回る水準に引き下げる」と明記しています。

これによれば、日本の関税率はコメで1キロ341円から約1円に引き下げられます。「アメリカの関税と同等か、それ以下の水準」となれば、事実上、ゼロということになるではありませんか。

農家1戸あたりの耕地面積が日本の100倍近い米国との「同等」な競争などそもそも成り立ちません。

TPPは、「例外なき関税撤廃」を原則とし、米国をはじめとした農産物輸出国の利益確保がねらいであることは明白です。日本農業に壊滅的打撃を与えるTPP交渉から撤退する以外、日本農業、島根農業を守る道はあり得ません。所見を伺います。

次に、農政改革についてです。

政府が決定した生産調整廃止や米の直接支払交付金廃止、農地中間管理機構創設による大規模経営

への農地集積化などの米政策転換方針は、国民の主食である米の需給や価格安定に対する国の責任を全面放棄するものです。

この方針は、規制改革会議や産業競争力会議など農業とは無関係の財界の意向に沿ったものであり、TPP参加による関税撤廃、農産物輸入のいっそうの自由化を見越したもので、圧倒的多数の農家や地域農業をいっそう困難に陥れるものです。

農家からは、「猫の目農政に振り回されるのは、もうごめんです。今回の改革は、米を作るのは自由、しかし、過剰になって米価が暴落しても、政府は一切関わらないという無責任な路線ではありませんか」、「生産調整廃止による米価暴落の上、補助金の廃止によって小規模農家、中山間地域のみならず、大規模経営も窮地に追い込まれ、日本の稲作・水田農業の総崩れを招くのは必至です」などの声が寄せられています。

また、大規模農家からも、「経営所得安定対策が半減されれば、50ヘクタールの経営でも経常利益は赤字になります。今回の改革方向では、大規模経営が真っ先に農地中間管理機構に農地を預けることになりかねません」との不安の声が寄せられています。

農業再生のあるべき改革方向は、一つに、TPP参加をやめ、農産物の野放図な輸入をコントロールすること、二つに、生産費を償う価格保障と所得補償を組み合わせた経営所得安定対策を確立すること、三つに、家族経営、集落営農、大規模経営など多様な担い手の確保を国、自治体、団体が挙げて取り組むことにあるのではないのでしょうか。知事の所見を伺います。

## 2. 商工行政、商工会議所への指導について

次に、商工行政、商工会議所への指導についてです。

鳥取県米子市でスポーツカフェ・米子だんだんスタジアムが、平成23年4月、松江市寺町に出店し、松江だんだんスタジアムを開業しました。

松江だんだんスタジアムは、松江商工会議所や商店会などから「若者が集い、若者の賑わいを創出する施設」をつくりたいとの熱烈なオファーを受け、松江商工会議所のインキュベーション施設に入居したのであります。

しかし、松江だんだんスタジアムは昨年8月、風評被害や出店にかかわった関係者の不誠実、不条理な対応によって閉店に追い込まれました。

私は、松江だんだんスタジアムをはじめ、その関係者から事の経緯、事情をお聞きしてきました。以下、聴取した概要を申し上げます。

一つに、驚くことに、このインキュベーション施設は、又貸しという異常な契約となっていました。

二つに、家賃は設定額13万5千円の実に4倍近い55万円の家賃となっていました。

三つに、松江だんだんスタジアムの真向かいに同業種・同形態のスポーツカフェ・スサノオカフェが進出しましたが、このことは松江だんだんスタジアムに秘密裏にすすめられていたのです。

インキュベーション施設利用に関し、インキュベーターである商工会議所の管理・説明責任が不十分であったと言わざるを得ません。

松江の活性化のために、米子から出店を決意した、だんだんスタジアムに対し、私は一人の県議として、この度の事態を本当に申し訳なく思うのであります。

松江商工会議所をはじめ、商店会など本件にかかわった関係者がこの問題を真剣に総括し、最後まで問題解決に向けて、真摯なる対応を取ることを求めるものであります。

県は、商工会議所に経営支援事業費補助を行っています。会議所への適切なる指導と助言を求めます。所見を伺います。

松江商工会議所の組織率は28%です。県全体での商工会議所、商工会の組織率は約50%という状況です。すなわち、県全体では、半数の業者が会議所や商工会に組織されていません。この現状を見た時、商工行政を会議所・商工会に丸投げするのではなく、県として市町村と連携して、地元中小業者、地場産業の保護、育成策に力を入れるべきであります。所見を伺います。

商工会議所、商工会が中小業者の営業と経営を守るセンターとして、一層のご尽力をいただくことを願って、次の質問に移ります。

### **3. 無慈悲な差し押さえ中止について**

次に、無慈悲な差し押さえ中止についてです。

「差し押さえ禁止財産である児童手当を差し押さえ、滞納県税に充当した処分は違法」との広島高裁松江支部判決が確定しました。

鳥取県知事は昨年の12月県議会で、「従来の課税実務に問題があったことを真摯に受け止め、適正化を図りたい。納税者にご不便をおかけした点は、お詫びを申し上げたい」と本会議で謝罪しました。その上で、鳥取県は、滞納整理マニュアルの見直しと実態調査の実施を明言しました。

滞納整理マニュアル見直し内容は、「差し押さえた後、納税者側の申し出によって、差し押さえたものが差し押さえ禁止財産であると特定が可能な場合や確認できた場合は、差し押さえを解除あるいは取り消す」などとしています。すなわち、差し押さえ禁止財産を狙い撃ちにした差し押さえは、やらないとしているのです。

島根県でも、差し押さえ禁止財産である年金において、年金支給日を狙い撃ちにした違法な差し押さえが行われてきました。

この度の判決内容に基づき、県として県税や社会保険料の徴収について、差し押さえ禁止財産を含め、強権的な滞納処分の戒めを徹底する抜本的対応策を講じるべきです。今後の対応方針を伺います。

### **4. 看護師確保・勤務環境改善について**

次に、看護師確保・勤務環境改善について伺います。

私は昨年11月県議会の質問で、看護師の勤務環境改善を取り上げました。

質問では、看護師確保法に規定する「夜勤は月8日以内」との基本指針が守られていない過酷な看護現場の実態を告発し、実態把握を強く求めたところです。

質問に対し、県は勤務環境改善に向けて、現場の正確な実態把握が必要との認識を示し、夜勤や休職状況、時間外労働の実態を調査すると答弁されました。

この点で、2点伺います。

1つは、看護師の勤務環境把握に向けて、いかなる実態調査が行われているのですか、その調査の概要、取組状況、調査結果を伺います。

2つに、調査結果を公表し、医療関係者などに周知・徹底すべきです。そして、調査結果を今後の看護師確保対策や勤務環境改善に生かすべきと考えます。所見を伺います。

### **5. 介護保険について**

次に、介護保険についてです。

安倍内閣は、消費税増税と社会保障「改悪」路線を具体化した「医療・介護総合推進法案」を国会に提出しました。

法案は、要支援者の多くが利用する訪問介護・通所介護を介護保険サービスから切り離し、市町村

が実施する事業に“丸投げ”し、サービス提供はボランティアでも可能とするなど、現状のサービスを大幅縮小し、費用を徹底削減するものとなっています。

また、特別養護老人ホームの入所対象者の原則要介護3以上への限定や、低所得の施設入所者に対する食費・居住費負担軽減の制限、年金収入280万円以上の単身高齢者の利用料の1割負担から2割負担への引き上げなど、2000年（平成12年）に制度発足以来、初めてとなる大改悪が目白押しです。

私はこの間、これら改悪による影響について、関係者からお話を伺ってきました。

高齢者、家族からは、「サービスを切られたら、生活が成り立たない」「認知症の患者と家族の願いに反する」との怒りの声が噴出していました。

また、市町村からは、「要支援者への訪問・通所介護の市町村事業への移行は、自治体の財政状況などでサービスが左右されます。居住地域によって、サービスの格差が広がることは、介護保険への不信をさらに高めてしまいます」との危惧の声が寄せられました。

そこで、伺います。

今回の法案は、利用者に大幅なサービス利用制限と負担増を強いるものです。県として、制度改悪に反対する高齢者や家族、介護関係者、市町村の声をいかに受け止めているのか、伺います。

「高齢者の尊厳の保持」「利用者本位」という介護保険制度の理念に反する、制度改悪の中止を国に求めるべきです。所見を伺います。

次に、介護保険料についてです。

第5期介護保険料の引き上げにより、平成23年度末時点で2,851人であった保険料未納者が、平成24年度末時点では3,571人へと大幅に増えました。保険料未納によって、給付額減額措置や差し押さえなどの制裁措置を受けている人も生まれています。

そもそも3人に2人が住民税非課税という低所得の高齢者に、高い保険料を課すこと自体、無理があるではありませんか、県の認識を伺います。

また、保険料未納者への無慈悲な差し押さえは中止すべきです。県として保険料・利用料軽減など、利用者が安心して介護サービスが受給できる施策を講じるべきです。所見を伺います。

法案のねらいは、軽度者の利用を削減・抑制して公的介護保険にかかるお金を抑え込むことにあります。しかし、サービスから締め出された軽度者の重度化は、公的費用をさらに膨張させるだけであり、あります。

「保険料値上げか」、「サービス切り下げか」という介護保険の根本的な矛盾を打開するためには、介護保険に対する公費負担割合を50%から当面60%に引き上げるべきです。国庫負担引き上げを国に強く求めるべきであります。所見を伺います。

## 6. 教育問題について

最後に、教育問題について伺います。

昨年12月13日、中央教育審議会は「今後の地方教育行政の在り方について」の答申を取りまとめました。答申は、教育委員会制度について、首長を地方教育行政の執行機関とし、教育長をその補助機関に位置づけ、教育行政の責任者とすること、教育委員会は存置するものの、首長の「特別な附属機関」と位置づけるとしました。

そして、安倍内閣の「教育委員会制度」改革は、首長が大綱的方针の策定や教育条件、人事方針などを決定し、さらに国による介入・干渉を強化するなど、首長と国による教育介入を強化する危険なものであります。

現行の教育委員会制度は、戦前の軍国主義教育の反省の上に立ち、地方教育行政は学問の自由や教育を受ける権利など基本的人権の保障、地方自治の原則などに則り、国や行政機関から独立し、国民に直接責任を負って行われるものへと変革されました。

この原則を蔑ろにし、首長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達を時の政治権力や国家に従属させるものであり、断じて容認できません。教育長の所見を伺います。

次に、学力テストについて伺います。

世界では、教育における競争を抑えるため、高校入試は行わない、大学入試も1点差で決まるような競争的なものにしないなど様々な工夫が行われています。

国連・子どもの権利委員会は、日本政府に対し、「高度に競争的な教育制度」が子どもたちにストレスを与え、発達に障害をもたらしていることを厳しく指摘し、その改善を求めています。

全国学力テストは、「競争で学力世界一」との掛け声のもと開始されました。しかし、その結果は、各地で学校が平均点競争に血道をあげ、子どもを競争に追い込み、子どもを追いつめています。

このような中、文部科学省は昨年11月29日、平成26年度の全国学力テストの実施要領を公表しました。これまで調査結果について、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないこととしていましたが、今後は教育委員会が「自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、公表することは可能」とし、市町村教委が学校別の結果を公表することや都道府県教委が市町村教委の同意を得て、市町村別や学校別の結果を公表することを認めました。

教育をいっそう学力テスト対策偏重にし、点数競争をさらに激しくする学校別結果の公表はあってはなりません。教育現場をさらなる競争主義に巻き込み、豊かな学力形成を妨げる学力テストの中止を求めます。所見を伺います。

以上で、質問を終わります。